９月９日は「救急の日」です
（９月５日～11 日は救急医療週間です）

問　須賀川消防署鏡石分署　☎ 62-4511

「救急の日」とは…　救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和 57 年に定められました。また、この日を含む１週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」とし、毎年日本全国で様々な取り組みがされています。

【消防署から２つのお願い】

①救急車の適正利用にご協力をお願いします

（本当に困っている方のために）

これらは本当に救急車が必要ですか？

●紙で指を切ってしまった

●交通手段がない

●救急車で行った方が早く診てもらえる　等

※救急車は緊急を要する場合（胸の痛みが 20 分以上続いている、経験がないほどの頭痛、息をしていないなど）に呼びましょう。

②応急手当講習会を受講しましょう！

（大切な人の命を守るために）

突然道端で人が倒れた時、その方を救うのはその場に居合わせた「あなた」です。「あなた」から「救急隊」へ、「救急隊」から「医療機関」へと「命のバトン」を繋げましょう！

応急手当講習会については、須賀川地方広域消防組合ホームページ（http://sukagawa119.jp/）をご覧ください。

令和４年度新入学児童就学時健康診断

問　教育課　☎ 62-3459

町教育委員会では、次のとおり令和４年度小学校入学児童を対象に就学時健康診断を実施します。この健診は法律に基づき実施されるものですので必ず受診してください。なお、当日は保護者の皆様にお子様を引率していただくようになりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

●**対象**　平成 27 年４月２日から平成 28 年４月１日生まれの幼児

●**日時**　10 月６日㈭ 13 時 30 分受付　14 時開始

●**場所**　鏡石町立第一小学校

●**健診内容**　内科、歯科、視力、聴力

●**受診方法**　町内の幼稚園・保育所等を通じてお知らせいたします。それ以外の方については、個人宛に直接お知らせします。

令和３年秋の全国交通安全運動

問　総務課　☎ 62-2111

９月 21 日㈫から 30 日㈭までの 10 日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。運動のスローガンは「安全は 気配り 目くばり 思いやり」です。

秋は日没前後１時間の交通事故が増加傾向にあります。運転者は早めのライト点灯を、歩行者は反射材を身に着けるなど明るい服装を心がけましょう。

町交通対策協議会では、優良運転者を募集します。

●**対 象 者**　満８年以上無事故・無違反の方

●**申込方法**　免許証（写）と印鑑、証明書発行手数料（670 円）を役場総務課までお持ちください。

●**申込期限**　９月 17 日㈮まで

令和３年度自衛官等採用試験のお知らせ

募集種目		資　格	受付期間（締切日必着）	試験期日
防衛大学校学生	推薦	●高卒（見込含）21 歳未満の方 ●高卒者（見込含）または高専３次修了者（見込含） ●成績優秀（学校長が推薦できる者）	９月５日㈰～ 10 日㈮	９月 25 日㈯・26 日㈰
	総合選抜	●高卒（見込含）21 歳未満の方（自衛官 23 歳未満）		１次　９月 25 日㈯
	一般	●高卒者（見込含）または高専３次修了者（見込含）	～ 10 月 27 日㈬	１次　11 月６日㈯・７日㈰
防衛医科大学校医学科学生		●高卒（見込含）21 歳未満の方 ●高卒者（見込含）または高専３次修了者（見込含）	～ 10 月 13 日㈬	１次　10 月 23 日㈯
防衛医科大学校看護学科学生			～ 10 月６日㈬	１次　10 月 16 日㈯
自衛官候補生	男子 女子	18 歳以上 33 歳未満の方	年間を通じて受付	受付時にお知らせします

※試験期日等はいずれも予定です。新型コロナウイルス感染症の拡大のため、日程等を変更する場合があります。

※詳細はお気軽にお問い合わせください。　●自衛隊福島地方協力本部 郡山地域事務所　☎ 024-932-1424

不法投棄は犯罪です！みんなで監視を

問　健康環境課　☎ 62-2115

福島県では、毎年９月を不法投棄防止強調月間と定め、重点パトロールなどを実施しています。不法投棄は未然防止と早期発見が重要です。そのためには町民の皆さんのご協力による監視が必要です。

なお、不法投棄現場や現場の人に近づいたり、写真を撮ったりすることは危険ですので、絶対にしないでください。「不法投棄かな？」と思える状況を見つけたら、町健康環境課まで通報をお願いします。

●不法投棄の手口とは

・一年中時期を選びません。

・不法投棄される場所は、山間部の空き地、休耕田、休耕畑、資材置場、スクラップ置場などが多くなっています。

・バックホー等の重機を使用して穴を掘り、投棄後に土をかぶせ、廃棄物を見えなくするなど、悪質巧妙化しています。

・単独ではなく組織的、広域的に行われています。

●このような状況を見つけたら通報を！

・突然大きな穴が掘られた。

・数日前から穴を掘るための重機がある。

・出入り場所に鉄板が敷かれた。

・昼間現場に人がいないが、毎日地形が変わる。

・一定の場所を多数のダンプが通過していく。

・ダンプに会社名の表記がない。

・ある場所に多数のダンプが集結している。

・ナンバーを隠している。

●不法投棄をさせない環境づくりを

不法投棄をなくすには、不法投棄をさせない環境づくりが大切です。「草刈りがされていない」「ごみが散乱している」など、管理が十分に行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。除草や樹木をせん定するなど、環境を整えましょう。

※不法投棄を行った場合、廃棄物処理法の規定により５年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、法人に対しては３億円以下の罰金が科されます。

旧優生保護法による優生手術等を受けられた方へ

問　旧優生保護法に関する相談窓口（福島県）
☎ 024-521-8294

旧優生保護法に基づく優生手術（子どもができなくなる手術）等を受けた方に対し、国から一時金が支給されます。

●対象となる方

昭和 23 年９月 11 日～平成８年９月 25 日の間に優生手術等を受けた方

●一時金の金額　一律 320 万円

●請求期限　令和６年４月 23 日まで

犬・猫の飼い主の皆さんへのお願い

問　健康環境課　☎ 62-2115

９月 20 日から 26 日は動物愛護週間です。動物は愛情と責任を持って最期まで飼いましょう。

●犬の正しい飼い方について

・生後 91 日以上の犬は、登録と、年１回の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票は犬の首輪等に必ずつけましょう。

・リードや首輪の点検を定期的に行い、万が一のために迷子札もつけましょう。

・犬の散歩の際は、必ずリードを付け、フンは持ち帰りましょう。

・日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをしましょう。

●猫の正しい飼い方について

・猫は「室内飼い」をしましょう。交通事故、病気、迷子、近隣へのフン尿被害の予防、災害時に同行避難するために重要です。

・飼い猫に迷子札をつけましょう。

・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。猫に不妊去勢手術を受けさせ、フン尿の後始末は管理者が責任を持って行いましょう。

●その他

・ペット用避難用品（キャリーバッグ、フード、水、トイレ用品等）を準備しておきましょう。

・飼犬、飼猫が逃げてしまったら、動物愛護センター、役場、警察等へすぐに連絡しましょう。

●新しい飼い主さんを募集しています

動物愛護センターでは、保護された犬や猫を愛情と責任を持って飼養できる方へ譲渡しています。

⇒福島県動物愛護センター　☎ 024-953-6400

町内一斉環境美化活動のお知らせ

問　健康環境課　☎ 62-2115

町と町保健委員会では、環境月間と美しいまちづくり推進事業の一環として、第４回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、町民の皆さんのご協力と、作業の際は新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用をお願いします。

●日　時

10 月３日㈰６時～７時　※小雨決行

●実施内容

町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。

燃えるごみ、粗大ごみ、空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。